

令和 5 年第 12 回守山市農業委員会総会議事録

第 12 回守山市農業委員会総会を市役所 2 階防災会議室において招集する。

令和 5 年 12 月 8 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

1 議事日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員指名
- (3) 提出議案

議第 59 号～議第 63 号

議第 59 号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をすることについて

議第 60 号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求めることについて

議第 61 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて

議第 62 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に
対し、許可をすることについて

議第 63 号 農業委員会等に関する法律第 38 条第 1 項
の規定による意見書を提出することにつ
いて

報告第 49 号～報告第 52 号

報告第 49 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による
届出の報告について

報告第 50 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出につ
いて

報告第 51 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借
解約通知について

報告第 52 号 農地変更届出について

2 出席委員は、次のとおりである。

- | | | |
|----------|-----------|----------|
| 1 今井 清市 | 2 本城 康吉 | 3 杉江 和 |
| 4 國枝 敏孝 | 5 木村 喜代子 | 6 深尾 円 |
| 7 大島 常弘 | 8 村瀬 伸一郎 | 9 岡本 良一 |
| 10 高橋 謙二 | 12 辰市 祐洋 | 13 西 直幸 |
| 14 大崎 恭義 | 15 九重 智子 | 16 千代 博 |
| 17 今井 誠二 | 19 寺田 安喜雄 | 20 西村 明弘 |

21 宇野 正	22 中島 耕治	23 西村 正秋
24 西村 潔	25 山本 麻紀代	26 秋山 新治

3 欠席委員は、2名です。

11番 服部 重信委員

18番 西出 登志和委員

4 会議に出席した説明員および書記

説明員	局長	上島 敏宏
局 員	参事	岡田 秀樹
局 員	専門員	吉川 与司一
書 記	指導員	井上 俊明
農政課	課長	福嶋 信宏
農政課	事務員	杉本 咲絵

5 傍聴者

1名

○局 長

本総会は委員総数 26 名中 24 名の出席があり出席者数が過半数に達しておりますので、令和 5 年第 12 回守山市農業委員会総会は、成立いたしますことをご報告申し上げます。

(開会 午後 2 時 05 分)

○議 長

それでは、令和 5 年第 12 回守山市農業委員会総会をこれより開会します。

議事に入るに先立ち、諸般の報告をいたします。

本総会の提出案件は、許可案件 2 件、その他案件 3 件、報告案件 4 件の合計 9 件でございます。

ご審議の程よろしくお願い致します。

また、提出案件に対しての現地確認者は、各地区の担当委員および今月の現地確認当番であります●● ●●委員と●● ●●委員に現地確認をして頂きました。

次に、会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、

12 番 辰市 祐洋 委員

13 番 西 直幸 委員

を指名いたします。

○議 長

最初に報告いたします。本日の会議に傍聴の申し出がありました。これにつきましては、「農業委員会に関する法律 第 32 条」により、「会議の公開」が規定されておりましたので、傍聴を許可いたしましたので、これより入室を許可させていただきます。

(傍聴者 1 名 入室)

傍聴者 守山市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇

○議 長

それでは、議題に入ります。議第 59 号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第59号 農業経営基盤強化促進法附則第 5 条の規定による農用地利用集積計画の決定をする

ことについて

以上です。

○議長

審議に入る前に、本件については関係者に委員がおられます。つきしては、「農業委員会に関する法律 第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますことから、その議案の関係者である委員には審議に関して退席していただくこととなります。

したがいまして、本件の関係者である

議席番号●番 ●● ●●委員

議席番号●番 ●● ●●委員

議席番号●番 ●● ●●委員

議席番号●番 ●● ●●委員

議席番号●番 ●● ●●委員

議席番号●番 ●● ●●委員

議席番号●番 ●● ●●委員

議席番号●番 ●● ●●委員

以上の8名の委員に退室を求めます。

（8名の委員 退室）

○議 長

局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 （会議規則第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第59号につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 （会議規則第9条議案の説明）

農用地利用集積計画案について、農業経営基盤強化促進法附則第5条の規定に基づき、農業委員会の決定をいただくものです。

【議案に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明】

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法の各要件を満たしていると考えます。

以上で、議第59号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

質疑を行います。質疑はありませんか。

（第10条発言） 「無し」の声有り

○議 長 （会議規則第17条第2項簡易採決）

無いようでありますので、質疑等を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり、計画の決定することにご異議ありませんか。

(第10条発言)

「異議無し」の声有り

○議長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり
計画の決定をすることすることに決しました。

○議長

それでは、8名の委員に入室を認めます。

(8名の委員 入室)

○議長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第60号を議題といたします。書記に議件の朗
読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第60号 農地中間管理事業に係る農
用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求めることにつ
いて

以上です。

○議長

審議に入る前に、本件についても関係者に委員がおられ
ますので、「農業委員会に関する法律 第31条(議事参与

の制限)」により、議案の関係者である委員に退席していただくこととなります。

ついては、本件の関係者である

議席番号●番 ●● ●●委員

議席番号●番 ●● ●●委員

議席番号●番 ●● ●●委員

以上の3名の委員に退室を求めます。

(3名の委員 退室)

○議 長

それでは、局長より提案理由の説明をいたさせます。

○局 長 (会議規則第9条議案の説明)

ただいま議題となりました議第60号につきまして提案理由を農政課より申し上げます。

○農政課 (第9条議案の説明)

農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対し、意見を求めることについてでございます。

【議案に基づいて、農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案の内容を説明】

以上で、議第60号の提案理由の説明を終わります。

○議 長

それでは、ただいまの農地中間管理事業に係る農用地利

用集積等促進計画案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、原案のとおり、「意見無し」とすることにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議長 長

ご異議無しと認めます。よって、本件は、原案のとおり農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案に対し、「意見無し」とすることに決しました。

○議長 長

農政課の職員の方、ご苦勞様でした。

○農政課

ありがとうございました。

○議長 長

それでは、3名の委員に入室を認めます。

(3名の委員 入室)

○議長（会議規則第7条議題の宣言）

次に、議第61号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第61号 農地法第3条第1項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議長

審議に入る前に、本件の5番に関係者の委員がおられます。つきましては、「農業委員会に関する法律 第31条（議事参与の制限）「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますことから、その議案の関係者である委員には審議に関して退席していただくこととなります。

したがって、最初に本件の1番から4番、6番から17番を審議いたします。

それでは、事務局に、議第61号の1番から4番、6番から17番の提案理由の説明をいたさせます。

○事務局（会議規則第9条議案の説明）

今月は、17件です。5番につきましては、只今の説明ど

おり関係者である委員がおられることから最後に審議し、
1 番から 9 番までを吉川が説明し、10 番から 17 番までを
岡田が説明させていただきます。

議案書 3 ページ、位置図 2 ページからとなります。

これは、農地のままでの権利移動を行うことについて
の許可案件でございます、本委員会の決定を求めるもの
でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 2)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 760 方メー
トル、同じく 〇〇〇番〇 495 平方メートルの田で、2
筆合計 1,255 平方メートルです。

貸人は、守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇 さ
ん 〇〇歳。借人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇
〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は使用貸借。事由は事由欄に記載のとおりです。
借人の現在の経営面積は、19.0 アール、通作距離は 0.8 キ
ロメートルです。

2 番の案件です。(位置図 P 3)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇 671
平方 メートルの畑です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地〇 株式会社 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さん です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、299.9 アール、通作距離は 0.6 キロメートルです。

3 番の案件です。(位置図 4)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 730 平方メートルの田、同じく〇〇〇〇番 819 平方メートルの田、同じく〇〇〇〇番 390 平方メートルの畑です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

次に〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 251 平方メートルの畑、同じく 〇〇〇〇番 641 平方メートルの田、同じく 〇〇〇〇番 6.61 平方メートルの登記地目は田、現況地目は畑、同じく〇〇〇〇番〇 122 平方メートルで登記地目は田、現況地目は畑です。譲渡人は守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん〇〇歳。

次に〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 125 平方メートルの

登記地目は田、現況地目は畑、同じく〇〇〇〇番 654 平方メートルの田です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

以上、9筆、3,738.61 平方メートルです。これらの農地の譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地〇 株式会社 〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 さん です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。

譲受人の現在の経営面積は、299.9 アール、通作距離は 1.0 キロメートルです。

4 番の案件です。(位置図 P 5)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 9.91 平方メートル、同じく〇〇〇番〇 56 平方メートルの畑で、2 筆合計 65.91 平方メートルです。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇 〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、9.8 アール、通作距離は 0.2 キロメートルです。

6 番の案件です。(位置図 P 7)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 3,000
平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇 さ
ん 〇〇歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。 譲
受人の現在の経営面積は、1.7 アール、通作距離は 2.3 キ
ロメートルです。

7 番の案件です。(位置図 P 8)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 197 平
方メートルの登記地目は田、現況地目は畑です。

譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇〇番地の〇 〇〇 〇〇
さん 〇〇歳。譲受人は、守山市〇〇町〇〇〇番地の〇 〇
〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

契約内容は贈与。事由は事由欄に記載のとおりです。 譲
受人の現在の経営面積は、0 アール、通作距離は 0 キロメ
ートルです。

8 番の案件です。(位置図 9)

土地の所在地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 167 平方メートル、同じく〇〇〇番〇 214 平方メートルの田です。譲渡人は、守山市〇〇 〇丁目〇〇番〇〇－〇〇〇号 〇 〇 〇〇 さん 〇〇歳。

次に〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 283 平方メートルの田です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

次に〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 260 平方メートルの田です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

次に〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 151 平方メートルの田です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

次に〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 107 平方メートルの田です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

次に〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 152 平方メートルの田です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳。

次に〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 87 平方メートルの田です。譲渡人は、守山市〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん

ん ○○歳。

以上、8筆、1,421平方メートルです。これらの農地の譲受人は、守山市○○町○○○番地の○ ○○ ○○ さん です。契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。 譲受人の現在の経営面積は、0アール、通作距離は5.7キロメートルです。

9番の案件です。(位置図P10)

土地の所在地は、○○町 ○○○ ○○○番○ 6.61平方メートルの畑です。

譲渡人は、守山市○○町○○○番地○ ○○ ○○ さん ○○歳。譲受人は、守山市○○町○○○番地 ○○、○ ○ さん ○○歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。 譲受人の現在の経営面積は、0アール、通作距離は0キロメートルです。

以上につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきましては、正当に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第2号の法人要件については、農地所有適格法人であるため問題はありません。

また、第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の貸借による他への貸付もなく、第6号の周辺農地利用に支障も来しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

次に10番から17番までを岡田●が説明しますので交代します。

次の10番から17番の案件は関連があるため一括でご説明いたします。(議案書P5～6、位置図P11)

これらの案件は、〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん
〇〇歳および〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇
歳および〇〇町〇〇〇〇番地 〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇
歳が所有する〇〇町〇〇の田畑8筆、合計面積 2481.11 m²
と〇〇 〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳
および〇〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳が
所有する〇〇町〇〇の田4筆、合計面積 2478 m²を交換により
所有権移転しようとするものです。

もともと〇〇さんと〇〇さんの〇〇は〇〇町の区域内の
離れた位置に農地を複数所有しておられたところ、その区
域に宅地造成の計画が上がり、この計画を実施されると所

有していた農地が宅地により分断された状態になるため、今後の耕作上の利便性や周囲への影響等も考慮して、一か所に集約したいという思いに至り、これに他の地権者からの賛同が得られたため農地を交換することとなったものです。

なお、現況畑となっているところは交換成立後に田に変更し、周囲と一体的に作付けする予定です。

同等の面積での農地の交換となりますので経営面積に変動はありません。通作距離は、〇〇さんは2.5kmですが、その他の方は近隣にお住いのため1km未満です。

以上の件につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきましては、正當に耕作等を実施されるため該当しません。

また、第2号の法人要件については、個人のため該当しませんし、第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の貸借による他への貸付もなく、第6号の周辺農地利用に支障も来しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第61号の提案理由の説明を終わります。

○議長 長

それでは、質疑に入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番と10番から17番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

はい、1番は現耕作者への使用貸借であり、10番から17番は農地の交換ということで問題は無いと思います。

○議長 長

続いて2番の案件を●● ●●委員に確認状況の報告をお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

譲り渡し人は、耕作の意欲をなくされており、遊休地の予備軍でありました。譲り受け人は来期より研修生を受け入れ野菜の栽培を計画されていることから、問題はありません。

以上です。

○議長 長

続いて3番の案件を●● ●●委員に確認状況の報告をお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

3人の地権者の方になりますが、労働者不足でした。譲り受け人は、すでにあるビニールハウスを利用し耕作される予定と聞いております。周辺農地への影響はありません。皆さんにご審議をいただきたいと思います。

以上です。

○議長 長

続いて4番の案件を●● ●●委員に確認状況の報告をお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

隣地の耕作者が譲り受け人でして、当該地が耕作されなくなったので譲り受けるもので、特に問題はございません。

○議長 長

続いて6番の案件を●● ●●委員に確認状況の報告をお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

譲り受け人は高齢ですが、今後も農業をやりたいと意欲もあり、問題無いと思います。

以上です。

○議長 長

続いて7番の案件を●● ●●委員に確認状況の報告をお願いいたします。

○●●番 ●●● ●●●委員

家と家に挟まれた畑で、以前から譲り受け人が耕作されていまして、今後も畑として利用されるので周囲に影響は無いと思われます。

以上でございます。

○議 長

続いて8番の案件を●●● ●●●委員に確認状況の報告をお願いいたします。

○●●番 ●●● ●●●委員

隣接が開発され、一畝ぐらいの細長い田がつながり残ったところで、ほとんどが不耕作で草が生えています。この一連の農地を畑作として利用されるようで、不耕作地にならないようお願いしたところです。

以上です。

○議 長

続いて9番の案件を●●● ●●●委員に確認状況の報告をお願いいたします。

○●●番 ●●● ●●●委員

譲り受け人の所有敷地内に他人の名義の農地があることが判明したので、売買により所有権移転をするものです。

以上でございます。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の議第61号の1番から4番、6番から17番は、原案のとおり、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

ご異議無しと認めます。よって、本件の議第61号の1番から4番、6番から17番は、許可相当とすることに決しました。

○議 長

今年は、農地法の改正により「5反要件」が廃止されたことが原因かもしれませんが、今年に入り農地の売買が多くございます。皆さんには不耕作地にならないように注視いただき、そのようなことがあれば指導などしていただきますようお願いいたします。

○議長 長

続いて、本件の5番を審議いたします。

本件は農業委員が関係者になることから、農業委員会等に関する法律 第31条（議事参与の制限）により、本件の5番の関係者である「議席番号●番 ●● ●●委員」に退室を求めます。

（●● ●●委員 退室）

○議長 長

それでは、事務局に、議題61号の5番の提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 （第9条議案の説明）

ただいま議題となりました議第61号の5番の提案理由のご説明を申し上げます。

5番の案件です。（位置図P6）

土地の所在地は、○○町 ○○○ ○○○○番 1,631平方メートルの田です。

譲渡人は、守山市○○町○○○番地 ○○ ○○ さん
○○歳。譲受人は、守山市○○町○○○番地の○ ○○ ○
○ さん ○○歳です。

契約内容は売買。事由は事由欄に記載のとおりです。譲受人の現在の経営面積は、9.8アール、通作距離は2.8キ

ロメートルです。

以上につきましては、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件につきましては、今後も耕作等を継続されるため該当しません。

また、第2号の法人要件については、個人のため該当しません。

また、第3号の信託要件についても該当せず、第4号の農作業常時従事要件については、常時従事であるため該当せず、第5号の貸借による他への貸付もなく、第6号の周辺農地利用に支障も来しません。

このことから、農地法第3条第2項各号には該当しませんので許可相当と考えます。

以上で、議第61号の5番の提案理由の説明を終わります。

○議長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員である●●

●●委員に確認状況の報告をお願いします。

○●番 ●● ●●委員

譲り受け人が以前から耕作されており、今後も同様に耕作される誓約書もありましたので、問題は無いと思います。

よろしくお願いします。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件の5番は、原案のとおり、許可相当とすることにご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

ご異議無しと認めます。よって、本件の5番は、許可相当とすることに決しました。

○議 長

●● ●●委員に入室を認めます。

(●● ●●委員 入室)

○議 長 (会議規則第7条議題の宣言)

次に、議第62号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書 記

朗読いたします。議第 62 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による申請に対し、許可をすることについて
以上です。

○議 長

事務局より提案理由の説明をいたさせます。

○事務局 (会議規則第 9 条議案の説明)

ただいま議題となりました議第 62 号の提案理由のご説明を申し上げます。

議案書 7 ページ、位置図は 12 ページからとなります。

こちらは転用を目的とする権利の設定・移転等の案件でございます、本委員会の決定を求めるものでございます。

今月は、4 件でございます。

1 番の案件です。(位置図 P 13-14)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番〇および〇〇〇
〇番、合計 131 平方メートルの畑で、譲渡人は大津市〇〇
〇丁目〇〇番〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、譲受
人は〇〇町〇〇〇〇番地〇 株式会社〇〇〇〇〇〇〇 代
表取締役 〇〇 〇〇 さん です。

譲渡人が土地を取得した時期および原因は記載のと

おりで、契約内容は売買。転用の事由は駐車場で申請地から北へ約 30m のところに事業所があり、こちらの敷地内では資材置場部分の増加や作業用車両の往来が頻繁にあり、敷地内での駐車場確保が難しい状況になってきたため、近隣で駐車場を取得しようとするものです。

なお、申請地の南隣の宅地もすでに購入し従業員用駐車場として使用されています。

立地基準の判断については、市街地化した区域内の農地で住宅等が連たんしていることから、第 3 種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

2 番の案件です。(位置図 P 15-16)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1278 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、および 〇〇町 〇〇〇 〇〇〇番〇 1103 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町〇〇〇〇番地の〇〇 〇〇 さん〇〇歳、および 〇〇町 〇〇〇 〇〇 〇番〇 1293 平方メートルの田で、譲渡人は〇〇町〇〇〇

番地 ○○ ○○ さん ○○歳で、3筆の合計面積は
3674 平方メートルです。

譲受人は東京都○○区○○ ○丁目○番○号 ○○○
○○○○○○○○○○株式会社 代表取締役 ○○
○○ です。

譲渡人が土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は工場の敷地の拡大による太陽光発電施設です。

○○○○○○○○○○○○○○○○株式会社が所属する
グループの親会社である○○○○○○○○○○○○○○○○
○では、SDGs への取り組みについて国からの要請に応えるべく、自社グループの達成目標等を定めたサステナビリティビジョン「○○○○○○○○○○○○○○○○」を策定されており、海外を含めたグループ全体で取り組むこととしております。その一環となるモノづくり分野での環境負荷低減として2030年までにCO2排出量を国内だけで35%削減することとされており、今回の太陽光発電施設で発電した電力をすべて○○製造所へ供給することにより、35%中5%相当分の削減が見込めるものとして計画されたものです。

なお、備考欄に記載のとおり、開発事業同意該当案件です。また、転用面積が3000平方メートルを超えますので、

県の常設審議委員会への諮問案件でもあります。

立地基準の判断については、申請地の北側には農用地区域の農地がありますが東西両側は既に雑種地で駐車場・資材置場になっており、南側は道路および工場敷地となっているため、申請地は工場や駐車場を含む街区内の農地と判断されます。この街区の面積に占める宅地面積の割合が40%を超えているため、第2種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

3 番の案件です。(位置図 P 17-18)

申請地は、〇〇町 〇〇 〇〇〇番〇 49 平方メートル
の畑で譲渡人は栗東市〇〇 〇丁目〇番〇-〇〇〇〇号 〇
〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳、および 〇〇
町 〇〇 〇〇〇番 186 平方メートルの畑で譲渡人は〇
〇町〇〇〇〇番地 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、合計面
積は 235 平方メートルです。

譲受人は〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇 で
す。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は貸駐車場です。

申請地の近隣の方から駐車場の要望があったため、貸駐車場への転用を計画されたものです。

なお、申請地は〇〇町地区地区計画の区域内です。

立地基準の判断については、市街地化した区域内の農地で住宅等が連たんしていることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

4番の案件です。(位置図 P 19-20)

申請地は、〇〇町 〇〇〇 〇〇〇〇番 373 平方メートルの畑です。譲渡人は栗東市〇〇 〇丁目〇番〇-〇〇〇号 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳で、譲受人は〇〇町〇〇〇番地〇 〇〇〇〇〇 〇〇〇〇号 〇〇 〇〇 さん 〇〇歳です。

譲渡人が、土地を取得した時期および原因は記載のとおりで、契約内容は売買。転用の事由は資材置場です。

譲受人は市内で〇〇〇を営む個人事業主で、〇〇〇〇〇〇

や〇〇などの資材置場として転用するものです。

なお、申請地は〇〇町地区地区計画の区域内です。

立地基準の判断については、市街地化した区域内の農地で住宅等が連たんしていることから、第3種農地となります。

また、一般基準についても、周辺農地への影響等に問題はなく農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可相当と考えます。

以上で、議第62号の提案理由の説明を終わります。

○議長 長

それでは、質疑入る前に当該地の担当委員から、確認状況の報告をいただきます。

まず、1番の案件を●● ●●委員にお願いします。

○●番 ●● ●●委員

業者と現地確認をいたしましたところ、隣地への影響はありません。

以上です。

○議長 長

続いて2番の案件を●● ●●委員に確認状況の報告をお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

事務局より詳しく説明があったとおりです。

工場の設備を作る用地取得ではなく、サステナビリティに向けた太陽光発電の設置で、地権者の理解を得られたようです。隣接地の影響は、先ほども説明のあったとおり影響はなく、問題無いと理解していいかと思います。

以上です。

○議長

続いて3番と4番の案件を●● ●●委員に確認状況の報告をお願いいたします。

○●番 ●● ●●委員

3番の案件は、駐車場の設置となりますが隣地に影響は無く、問題は無いかと思います。

4番につきましても、地区計画内の資材置場で問題が無いかと思います。

以上です。

○議長

続いて、今月の輪番の当番委員の方、何か補足することはございませんか（●● ●●委員、●● ●●委員）。

○当番委員（●● ●●委員）。

当番委員として二人で現地確認しました。

1番は、集落内の農地で、隣地も駐車場でございます。

2 番は、隣地が会社の駐車場、他方が太陽光発電、用水の便も良くなく開発に問題は無いと思います。

3 番は、集落の中で周囲が住宅開発されているところでの駐車場で、周りには影響は無いと思います。

4 番も集落内の民家に挟まれた農地で、いわゆる「屋敷畑」となり、今は防草シートが張ってあり耕作されていません。こちらにつきましても、周囲への影響はありません。

以上が現地の状況でありました。

○議 長

ありがとうございました。

○議 長

それでは質疑を行います。質疑はありませんか。

○●番 ●● ●●委員

基本的には担当委員が現地確認されているとおりでと思いますが、いくつか確認させていただきます。

1 番の案件の駐車場の設置で奥に畑が残りますが、ここへの進入に支障は無いのかの確認と、2 番の太陽光発電のパネルは大きなものになるようですが、その反射光により隣接の稲作に影響は無いのか、これは開発部門での話かもしれませんが、どうなのでしょう。3 番 4 番と集落内で問題は無いと思いますが、基本的に地区計画については、

住宅の建築を推進するのが本来の目的でないのかと思いますが、近年安易に資材置場とか駐車場とかに転用されるところが見受けられており、その点の考え方がどうなのか説明いただければと思います。

○事務局

1 番の案件は、南東側に畑が残ることになりますが、隣接に住まいされる方の所有であり自宅の敷地内から畑に行くことができますので、耕作に影響はありません。

2 番の太陽光発電による光害につきましては、山間部において太陽光の反射の角度により住宅に影響があるようですが、平地においてはさほど影響が無いと考えますし、守山市において太陽光発電に関する条例は設置されていません。

3 番 4 番の案件は、地区計画内での駐車場および資材置場の設置となりますが、元々調整区域で設置が可能であるとして運用されており、地区計画を阻害するものではありません。しかしながら、地区計画が定められておりますので、その計画に沿った形に開発されるのが望ましいかと思えます。

○●●番 ●●● ●●●委員

地区計画が張られているから「できる」でなく、元々「で

きる」のであれば解るのですが、「地区計画区域であるから」と言われると、地区計画の本来の目的の主旨から外れることにならないかと思ったところです。

○局 長

補足となりますが、2番の太陽光発電の件は「開発事業同意該当」として進められております。その中で地元説明会の説明の項目の一つとして説明されています。

○議 長

●● ●●委員、よろしいですか。

○●番 ●● ●●委員

はい。

○議 長

他に、質疑はありませんか。

(会議規則第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (会議規則第17条第2項 簡易採決)

無いようでありますので、質疑を終結し、直ちに採決をいたします。本件は、許可相当とすることに、ご異議ありませんか。

(会議規則第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

ご異議無しと認めます。よって、本件は許可相当とする

ことに決しました。

○議長 (第7条議題の宣言)

次に、議第63号を議題といたします。書記に議件の朗読をいたさせます。

○書記

朗読いたします。議第63号 農業委員会等に関する法律第38条第1項の規定による意見書を提出することについて

以上です。

○議長

この意見書につきましては、農政委員会にてまとめたので、●● ●●農政委員長から、まず報告をお願いいたします。

○●● ●●農政委員長

関係行政機関等に対する農業委員会の意見の提出として、農業委員会法 第38条 「農業委員会は、その所掌事務の遂行を通じて得られた知見に基づき、農地等の利用の最適化の推進に関する事項に関する事務をより効率的かつ効果的に実施するため必要があると認めるときは、農地

等の利用の最適化の推進に関する施策を企画立案し、又は実施する関係行政機関又は関係地方公共団体に対し、農地等利用最適化推進施策の改善についての具体的な意見を提出しなければならない。」とされています。

農政委員会では、2回の委員会を経て委員全員からいただいた意見を検討してまいりました。内容については、担い手への支援、新規就農者や後継者の育成、遊休農地の解消、女性農業者の育成、農振区域の見直し、それから農業委員会の体制強化として上げさせていただきました。皆様からは、様々な意見がありましたが、全てを網羅することは難しいこともあり、当委員会で調整させていただきましたこと、ご報告申し上げます。

詳細につきましては、事務局より内容を説明して頂きます。

○事務局 （第9条議案の説明）

それでは、その内容を朗読いたします。

（意見を朗読）

以上、議第63号の提案理由の説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

○議長

それでは、意見を伺います。意見はありませんか。

か。

○●番 ●● ●●委員

「半農半X」とありますが、どのようなものなのか教えてください。

○事務局

昔で言いますと「兼業農家」であり、他の仕事をしながら農業を行うことであり、主の仕事が農業でなくても良いとされ「半農半X」と総称されています。

○議長

多様な担い手の一つに「半農半X」の人も組み入れられました。

○事務局

「半農半X」では、I ターン U ターンの方をイメージされています。

○議長

他にありませんか。

○●番 ●● ●●委員

細かいところですが、「新規就農者・後継者の育成」の前文で「・・以降から」とありますが、「以降」と「から」は同じ意味だと思いますので、どちらかを割愛してください

い。

また、「遊休農地」の前文で、「農地は市民に多様な農産物を・・・」とありますが、市民だけでなく県民や国民あるいは輸出もあるので、「市民」を除くのが良いかと思えます。

○議長

「食料安保」との表現もありますので、検討します。

○議長

他にありませんか。

○●番 ●● ●●委員

集落営農のところで「役員の高齢化」とありますが、役員だけでなく構成員も高齢化が進んでいるので、「全体」として表現していただきたいと思えます。

○議長

集落営農が法人化され年数が経ち、次のリーダーなどの後継者の問題、また法人の将来像として法人形態を株式会社にするのか他地域の組合と合併するのか、そのような内容を含めた意見と考えています。

○●番 ●● ●●委員

また、遊休農地の面積が 6.5 ヘクタールとなっていますが、減っているのか、増えているのでしょうか。

○事務局

昨年までは、9ヘクタールほどありましたが、市街地での転用や保全管理に移行したことから、2.5ヘクタールが減少したところです。

○議長

その他には、遊休農地に当たらない予備軍もありますので、委員の皆様には日頃の農地パトロールを通じて遊休農地にならないように早い目に耕作に向けた活動をお願いします。

○議長

他にありませんか。

○●番 ●● ●●委員

意見書の提出にあたり、担当区域内の新規就農者、担い手、小規模農家などに意見を聞いたところ、ほぼ全員が昨今の資材や燃料の価格高騰により営農が難しくなっており生産意欲をなくすような状況であるので、担い手支援の意見をもっと強調していただければありがたいです。

○議長

農業資材等の支援としては、市の単独予算では厳しいかと思しますので、国県と連携した中で農業者への支援をお願いしたいと思います。

よろしいですか。

○●●番 ●●● ●●●委員

はい、お願いします。

○議長 長

他にありませんか。

○●●番 ●●● ●●●委員

「優良農地の確保」の意見ですが「開発により農地が減っている所以土地改良区への支援のお願い」とありますが、逆ではないかと思ひます。優良農地を守るために開発を控えることが重要ではないでしょうか。

○議長 長

市の土地利用等につきましては、都市計画のマスタープランが策定されている中、議会との議論を踏まえ進められており、また、パブリックコメントとして市民に意見を聞き進められていますので、農業委員会が市の施策について意見を述べることは、難しいのではないかと思ひますので、「優良農地を守ってください。」との意見にとどまるのかと思ひます。

○議長 長

他にありませんか。

○●●番 ●●● ●●●委員

この意見書に対し、「回答」はあるのでしょうか。

○議長

基本的には、意見ですので「回答」はありませんが、意見書の提出の際に「市長と農業委員との意見交換会」をお願いしたいと思います。

○議長

他にありませんか。

○●番 ●● ●●委員

先ほど、話が出ました「農地の開発による土地改良区への支援」の関係ですが、農政委員会において意見を述べさせていただき取り上げていただいたものになります。この中で、行政による農地の開発により農地が減少することで、残された農地の地権者等が今後負担する賦課金等に対し、行政が一定程度の責任があるだろうとして意見をお願いしたところです。

○議長

他にありませんか。

○議長

ないようですので、原案のとおりといたしますが、一部に字句や表現に修正がある部分につきましては、農政委員長や三役にご一任いただき修正させていただきたいと思

いますが、よろしいでしょうか。

(第10条発言) 「無し」の声有り

○議 長 (第17条第2項簡易採決)

はい、それでは、本件は、原案を一部修正させていただき意見をすることに、ご異議ありませんか。

(第10条発言) 「異議無し」の声有り

○議 長

よって、本件は、原案に一部修正を加えて意見とすることに決しました。

○議 長

なお、この意見書は12月11日に三役ならびに農政委員長の4人で、市長に手渡しさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議 長

次に、報告事項に入ります。

報告第49号から第52号までを、一括して書記に報告いたさせます。

○書 記

報告いたします。

報告第 49 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による届出の報告について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 50 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の報告について

5 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 51 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借解約通知について

18 件の届出です。内容については記載のとおりです。

報告第 52 号 農地変更届について

1 件の届出です。内容については記載のとおりです。

以上です。

○議長

ご苦労様でした。以上で報告を終わります。

報告ですが、何かありませんか。

===== 無しの声あり =====

○議 長

これを持って、本日の議事日程及び本総会に付議された案件の審議は全て、終了いたしました。

各議案について、慎重にご審議を賜り、ここに無事終了致しましたことを、心からお礼申し上げます。

これにて、総会を閉会致します。

(閉会 午後 3 時 50 分)

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、この議事録を作成した。

令和 5 年 12 月 19 日

守山市農業委員会

会長 秋山 新治

守山市農業委員会総会会議規則第 18 条の規定により下記に署名する。

12番 辰市 祐洋 委員

13番 西 直幸 委員